

共同研究説明書

1. 共同研究の名称

コンクリート構造物の維持管理技術に関する共同研究

2. 共同研究の目的

本研究は、阪神高速道路のコンクリート構造物に生じている種々の劣化損傷に対し、当社の求める技術・ノウハウを有する企業等とともに、調査手法・検出技術、劣化度評価・診断など、維持管理技術の構築に向けた検討を行うものである。

3. 実施期間

平成23年度より2年間以内

4. 共同研究の内容

研究項目	研究細目
塩害に対する維持管理技術の研究	a. 塩害リスクの評価に関する検討
	b. 効率的な調査手法に関する検討
	c. 維持管理方針に関する検討
鋼板接着RC床版の維持管理技術に関する研究	d. 劣化度の検出に関する検討
	e. 劣化度の診断に関する検討
	f. 劣化度評価に関する検討
コンクリート構造物の損傷度評価技術に関する研究	g. 損傷度評価技術の改善に関する検討
ASR構造物の維持管理技術に関する研究	h. 鉄筋破断検出技術に関する検討

上記 ~ の研究項目は、全項目を研究テーマに含めることが望ましい。なお、全項目を研究テーマとしない場合でも、研究項目 は必ず研究テーマに含めることとする。また、応募者は新たな研究細目を提案することができることとする。

5．共同研究に要する費用

本共同研究に要する費用は、2カ年全体で、6,000万円程度までを考えている。

なお、原則として、当社が共同研究費の半分を負担する。

6．共同研究に参画する条件及び共同研究者数等

(1) 参画条件

大学、研究機関、民間企業、公益法人等。

民間企業等については、工事等請負業者の選定に関する規則（平成17年阪神高速規則第29号。）第2条の規定に該当しないものであること。

民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路(株)から競争参加停止を受けていないこと。

民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

過去5年間に、コンクリート構造物の維持管理に関する研究実績、または、コンクリート構造物の調査・診断業務の実績等の経験があり、コンクリート構造物の維持管理に関する研究において優れた能力を有すること。また、本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ必要な費用を負担できること。

提案内容が当社の求める水準に達していること。

(2) 共同研究者として選定する企業数

原則として、1者とする。

(3) 共同研究者の選定方法

当社において、書面審査及び必要に応じて研究責任者にヒアリング（本研究の実施方針等に関するプレゼンテーションの実施を含む。）を行い、研究目的の理解度、人員配置及び費用負担、本共同研究に関連する研究開発または業務の実績等を考慮して、共同研究者の選定を行う。なお、公募型共同研究応募要領3.（6）に示す関連する研究や開発実績、業務等の実績（以下、実績等という。）とは、コンクリート構造物の維持管理に関する研究実績、または、コンクリート構造物の調査・診断業務の実績等を指す。また、公募型共同研究応募要領3.（8）に示す論文等には審査の有無を明記し、研究責任者の保有する資格等は、以下に示すものを対象とする。

- ・工学博士（本共同研究に関連または類似した内容による）
- ・技術士（建設部門 - 鋼構造及びコンクリート）
- ・コンクリート診断士
- ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、提案内容が当社の求める水準に達しない場合は、応募者のいずれも選定しない場合がある。

7. 企画書の提出

(1) 提出書類

詳細は応募要領を参照の上、企画書を1部持参すること。(郵送不可)

企画書の様式はA4判縦とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、応募要領の「3. 共同研究企画書の内容」の～で12ページ以内、～は任意とする。ただし、図面や添付資料はこの限りではない。

(2) 提出先

阪神高速道路株式会社 経理部 契約課

住所) 541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

電話) 06-6252-8121 内線 3517

FAX) 06-6251-6930

(3) 提出期間

平成23年4月28日(木)から平成23年5月31日(火)まで(1ヶ月間)

上記期間の毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで。

8. 担当課

(1) 企画書の提出等に関する問合せ

7.(2)と同じ。

(2) 企画書の作成に関する問合せ

阪神高速道路株式会社 技術部 技術開発課

住所) 541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

電話) 06-6252-8121 内線 4516

FAX) 06-6252-4583

9. 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参または郵送によることとする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

質問の受付先: 8.と同じ。

質問の受付期間: 平成23年4月28日(木)午前10時から平成23年5月24日(火)
午後4時まで

持参する場合は、上記期間の毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前10時から12時まで、午後1時から4時まで。

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から5日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送（FAX）により行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

閲覧場所：7.(2)と同じ。

閲覧期間：回答の翌日から平成23年5月31日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

10. 選定結果の通知

(1) 選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

11. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、民間企業等については、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。

(4) 選定されなかった応募者には、企画書を返却する。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 企画書の提出後において、原則として企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職、異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必要な能力を有している研究者であるとの当社の了解を得なければならない。

以 上